

議案第三九号

町税減免について

地方税法第三百六十七条及び四百五十四条並に町税條例第七十二条、第九十条の規定によつて、貧困により生活のため公費の扶助を受ける者のから昭和三十一年度固定資産税及自転車荷車税免除方について申請がされたので、申請の通り免除するものとする

昭和三十一年七月二日提出

三朝町長

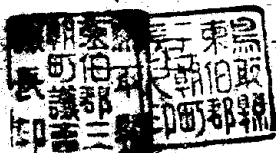
坂出雅

昭和卅貳年七月貳日議決

三朝町評合評長

天野廉

原案可決



昭和三十三年 固定資産税の減免に関する額

住所	氏名	減免を受ける固定資産税額	減免を受けるべき額	備考
住	氏名			
神倉	吉田 仰藏	三三〇	一	
余戸	石田 民治郎	三七〇	二〇〇	
片柴	三上 きし	一九〇	一	
坂本	野見 壽子	二一〇〇	一	
坂本	鳥越 ひでの	一七五〇	一	
柿谷	中原 房之丞	四六〇	一	
小河内	向井 きくの	三五〇	一	
鎌田	内藤 壽子	二七〇	一	
助谷	山辺 友誼	四〇〇	二〇〇	
穴鴨	遠藤 直行	七四〇	一	
山田	井上 祥三	一九〇		
山田	青砥 義雄	一	二〇〇	
計	十八人	七一四〇	六〇〇	